

船舶インシデント調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年7月17日 15時30分ごろ
発生場所	北海道函館市 ^{えささん} 恵山岬東方沖 恵山岬灯台から真方位109° 3.5海里付近 （概位 北緯41° 47.7′ 東経141° 15.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{シー ドッグス アングラー} SEA DOGS ANGLERは、北東進中、主機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月21日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SEA DOGS ANGLER、5トン未満（長さ8.64m） 273-7043北海道、個人 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力110.33kW、 回転数毎分3,250、6気筒、ボア92.0mm、使用燃料軽油、平成5年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風向 西北西、風力 1、視程 約500m 海象：波高 約1.3m
インシデントの経過	<p>本船は、青森県青森市青森港第2区所在のマリーナにて、船舶所有者が中古で購入する際に契約した中古船売買仲介会社（以下「A社」という。）から受領し、下架された後、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、定係地と定めた北海道室蘭市^{むろらん}室蘭港第3区所在のマリーナに向けて出航した。</p> <p>船長は、恵山岬沖を約15ノットの対地速力で北東進中、主機が突然停止したので、自身の経験をもとに見識を活用して各部の点検を行おうとしたところ、プライヤ等の法定備品（一般）が船上に装備されていないことを知った。</p> <p>船長は、燃料油のプライミング等を行った結果、始動することができて運航を再開した後、A社担当者に現況を連絡した。</p> <p>船長は、北東進を続ける中、A社からの電話に応答すべく主機を停止し、通話を終えて主機を始動しようとしたところ始動ができず、再度プライミング等を行っても始動せず停止した要因が分からなくなり、自力での航行を諦めて118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇の監視下、海上保安庁の要請により出動した複数の救助船のうちの1隻が^{えい}航を開始し、同船が母港とする北</p>

	<p>海道函館市<small>とどほっけ</small>榎法華漁港に到着した。</p> <p>本船は、榎法華漁港の岸壁に接岸した翌日、A社担当者等が点検を行った結果、燃料油タンクと燃料油こし器との間を接続する燃料油供給配管のホースの内部が綿ゴミ等により閉塞し、燃料油が主機に供給できない状態であることが分かり、同ホースの内部掃除及び燃料油こし器のフィルタが交換された後、再び定係予定のマリーナに向けて航行を再開した。</p> <p>船舶所有者及び船長は、本船の整備状況が良いなどのA社が呈した評価を信じて購入することを決め、購入前、現状を確認する目的でA社所在地に<small>おもむ</small>赴き、試乗を希望したものの<small>かな</small>叶わなかった。</p> <p>船舶所有者及び船長は、室蘭港内での本船の受け渡しを希望したが、A社に北海道内へ移送した前例がないことを理由に拒否され、不安を抱えたまま出航せざるを得なかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、法定備品に欠品があるなど十分な点検整備が行われていない状況下、船舶所有者がA社より引き渡しを受け、船長が多くの機器に不調が潜在することを知らずに航行を開始したことから、恵山岬沖を北東進中、主機燃料油供給配管が綿ゴミ等による閉塞が生じて燃料油が供給されなくなり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が法定備品に欠品があるなど十分な点検整備が行われていない状況下、船舶所有者がA社より引き渡しを受け、船長が多くの機器に不調が潜在することを知らずに航行を開始したため、恵山岬沖を北東進中、主機燃料油供給配管が綿ゴミ等による閉塞が生じて燃料油が供給されなくなり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古船売買仲介会社は、販売する船舶の法定備品等を精査し、不備な点を解決してから購入者に引き渡すこと。 ・中古船の購入者は、売買仲介会社の評価等を<small>うの</small>鵜呑みにせず、試乗等を行って船舶の稼働状況等を確認してから購入を決めること。 ・船舶所有者は、燃料油タンクの給油口から<small>のぞ</small>覗き見て燃料油中の汚損状況の確認や燃料油供給配管の内部の掃除（エア吹かし）等を定期的に行い、少なくとも10年に1度、燃料油タンクの内部を掃除することが望ましい。